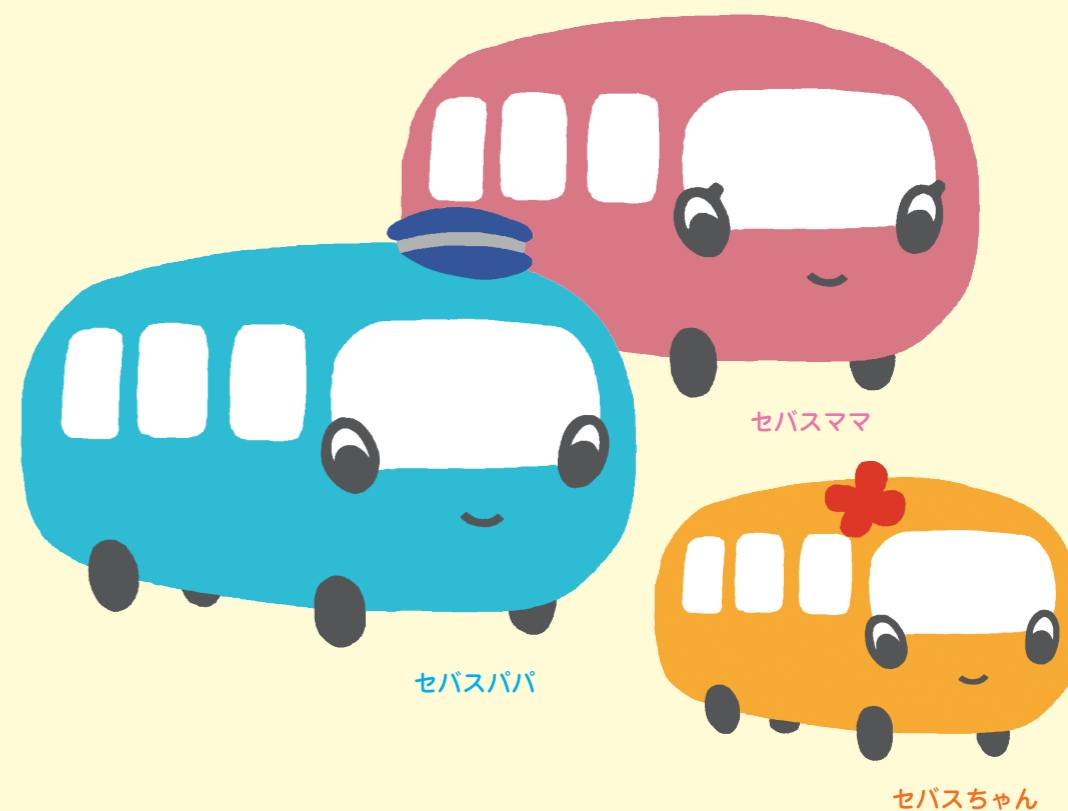


貸切バスご利用の手引

SIGHTSEEING BUS HANDBOOK

社団法人 日本バス協会キャラクター

セバスファミリー誕生！



今日も、“安全と快適”を乗せて

社団法人
茨城県バス協会

社団法人
茨城県バス協会

〒310-0844 水戸市住吉町292-5
TEL029-247-6603 FAX029-248-3620

「貸切バスご利用の手引き」発刊にあたって

(社)茨城県バス協会の貸切バスご利用の手引き発刊にあたって、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様方には、平素、当協会会員の貸切バス事業者に対して、格別のご理解とご愛顧を賜わり厚く御礼申し上げます。

私ども会員貸切バス事業者は、長引く景気低迷や、軽油価格の高止まり、規制緩和後の新規参入者の増加等により、実働率の低下や輸送価格が低落したことなどから大変厳しい経営を強いられております。

しかし、当協会加盟各社は、道路運送法等関係法令の遵守とともに、自動車NOX・PM法や首都圏をはじめ兵庫や大阪の環境関係条例などに適切に対応し、より安全・快適に貸切バスをご利用いただけるよう積極的に取り組んでいるところであります。

この度、貸切バスをご利用なされる皆様方の一助とされるよう、本手引きを作成させていただきましたが、今後のバス利用にご活用いただければ幸いです。

当協会加盟各社は、今後とも、お客様にご満足いただける旅を提供できるよう最大限の努力を続けていく所存であります。

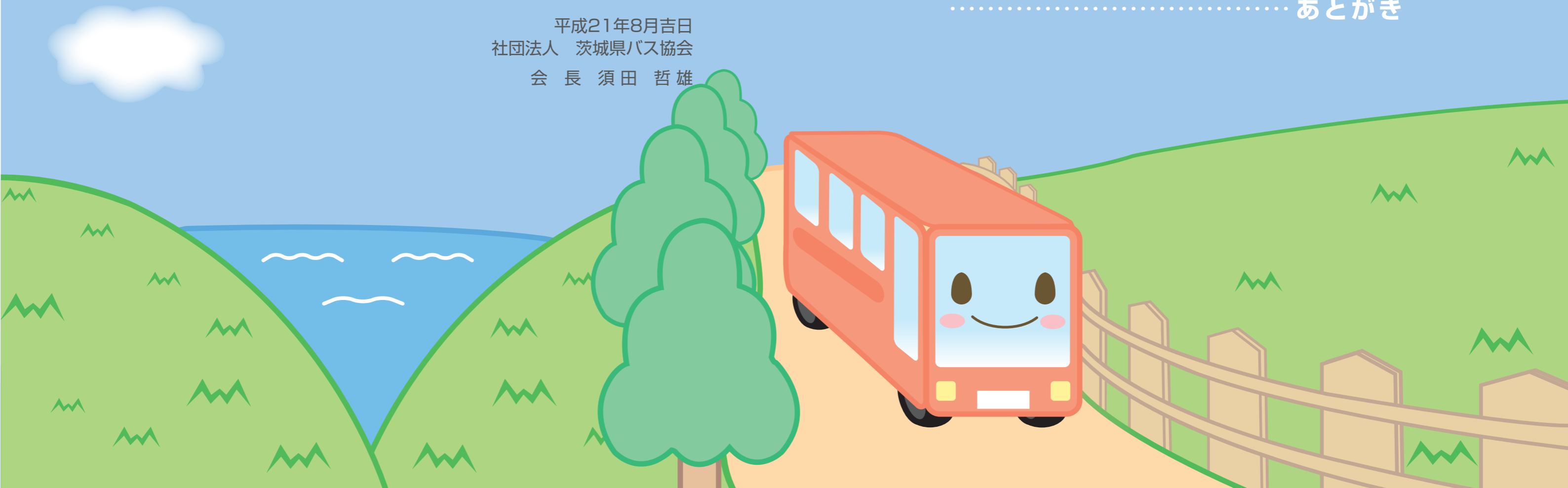
皆様の更なるご愛顧をお願い申し上げます。

平成21年8月吉日
社団法人 茨城県バス協会
会長 須田 哲雄

目次

貸切バスは、安心・安全のプロ(会員事業者)におまかせください	01
運賃は自由ではありません	02
安心・安全のためにバス会社からのお願い	03
行政処分が厳しくなりました	08
シートベルト着用義務について	09
営業区域外運送となる事例	10
バス会社が遵守しなければならないこと	11
運賃・料金の計算事例について	12
茨城県バス協会会員事業者名簿	14

.....あとかき





貸切バスは、安心・安全のプロ(会員事業者)に、おまかせください。

貸切バスは、バス協会加盟事業者をご利用ください。

バス協会では、会員事業者と連携してコンプライアンスを周知徹底し、交通事故・飲酒運転防止に加え接客サービスの向上に日々努めております。

貸切バスご利用の際は、安心・安全のプロであるバス協会加盟事業者をご利用くださいますようお願い申し上げます。

■貸切バス会社を選ぶ際には、次のことを確認してください。

○自動車保険の確認

バス会社は、任意保険加入が義務付けられています。

○会社で常時選任された運転手の確認

日々雇い入れるアルバイト運転手は、法令で禁止されています。

○バスの点検・整備の状況の確認

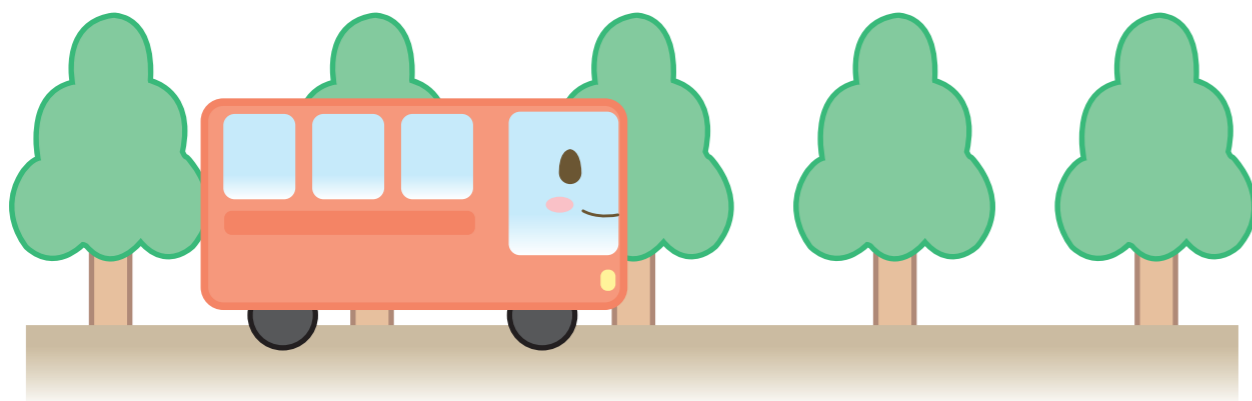
バス会社から点検・整備状況の説明を受けてください。

○適正な運賃・料金の確認

バス会社は、お客様の安全輸送を図り、適切な事業運営を行うために必要な運賃・料金の上限・下限額を定めて国土交通大臣に届け出ております。

○安心・安全の確保に関する取り組み状況

バス協会では、会員事業者に対し運輸局や警察などによる講習会等において、事故防止の徹底を図るとともに、貸切委員会や支部研修会及び救命救急法講習会等も開催して、安心・安全の確保に努めております。



運賃は自由ではありません

(安全運行を確保するにはコストがかかります。ご理解とご協力をお願いします)

不当なダンピング要求では運行できません!!

〈届出運賃の範囲内での運賃を頂きます〉

バス会社は時間・距離に応じて、運賃の上限・下限を定めて運輸局に届け出ており、この範囲内で運賃を頂くことになっています。下限運賃を下回することは、違法になります。

※1.道路運送法第30条第2項又は第9条の2第2項/事業の健全な発達を阻害する競争をしてはならない。
※2.行政処分/運賃料金の適正収受違反等その他警告処分や再違反の場合は、事業用自動車の使用停止になります。

実費負担

- ガイド料
- 有料道路利用料
- フェリー代金
- 駐車場料金
- 乗務員宿泊料 など

■貸切バスの運賃・料金とは……………

運賃

① 時間制運賃

- ・実拘束時間に時間賃率を乗じる
- ・3時間未満は3時間
- ・時間の積算は1日当り12時間を上限
- ・2日以上は行程は1日8時間が上限

② キロ制運賃

100キロまで、300キロまで300キロ超の3段階の距離にそれぞれ距離賃率を乗じる。

③ 時間・キロ選択制運賃

12時間以内の運送の場合には時間制運賃を適用。それ以外の運送にはキロ制運賃を適用。ただし、時間制運賃で計算した額が、キロ制運賃で計算した額より低い場合はキロ制運賃を適用。

料金

① 深夜早期運行料金

PM10:00～AM5:00の間に時間単位で適用

② 待機料金

車両を待機させた場合に適用

③ 回送料金

乗車地及び降車地から最寄りの営業所までの回送距離で20キロを超える回送キロに適用

④ 航送料金

フェリーにより、航送にかかる時間

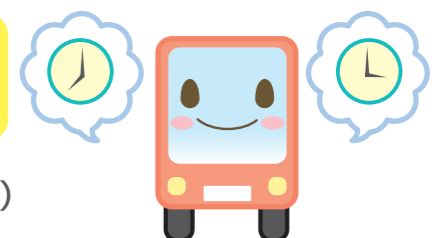
⑤ 特殊車両割増料金

グレードの高い車両について、割増を設定(運賃の5割以内)

※一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法

実拘束時間とは

旅客の指定する場所に到着してから、運送を終了して旅客が降車するまでの時間をいいます。



○計算事例について……………(12ページ参照)



安心・安全のためにバス会社からのお願い

安心・安全のために…その①

■「旅行行程表」は余裕をもって。

目的地間への移動時間が極端に短いなど、無理のある旅行行程は事故を発生させるおそれがあります。旅行行程は余裕をもって作成することをお願いします。

■出発地と終了地のみ提示では、バス代金のお見積もりはできません。

お申し込みの際には、ご利用日、配車時間、乗車人数、最遠地、バスの種類(大型・中型・小型等)、バスガイドの有無などできるだけ詳しいお見積条件のご提示をお願いします。

■ご発注は営業区域内で。

バス会社を選ぶ際には、出発地または到着地のいずれかに営業区域を有するバス会社をお願いします。

- ※(1)道路運送法第20条発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。
 (2)行政処分 営業区域外運送
 ①臨時・偶発的なものは、初犯・10日車、再犯・30日車
 ②反復・計画的なものは、更に重い初犯・20日車、再犯・60日車

■白ナンバーのバスの貸切行為の禁止。

自家用バス(白ナンバー)で有料でお客様を送迎する行為や観光地案内等を無料で運行する行為は法律で禁止されております。

また、レンタカーのバスを運転手付で借りることも違反です。

- ※(1)道路運送法第4条第1項 旅客運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
 (2)罰則道路運送法第96条許可なしに事業を営んだ者。3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金又はこの併科。
 初犯60日 再違反120日 再々違反180日

■バスは出発時刻の15分前までに指定の場所に配車いたします。

ご指定の場所が路上の場合、出発時刻の15分前までの配車とさせていただきます。長時間の路上停車は交通渋滞や事故の原因となり道路交通法で処罰の対象となります。

配車地等は他の交通や運行の妨げにならない場所をご指定いただき、正確な配車をするため詳細地図のご提供をお願いします。

■DVD・ビデオの持ち込み上映はできません。

業務用以外のDVD・ビデオのバス車内での上映は著作権の侵害となります。

■キャンセル料は2週間前から対象となります。

ご利用日(配車日)の14日前から8日前までは20%相当額、ご利用日(配車日)の7日前から出発日時(配車日時)24時間前までは30%相当額、出発日時(配車日時)の24時間以降は50%相当額を申し受けます。

■旅行行程に伴う諸費用はお客様でご用意頂き、お支払いください。

例えば、有料道路料金、駐車料金、乗務員の宿泊料金など付帯料金は、現地にてお客様でお支払いください。

バス会社は輸送機関です。通行料等で特別に契約があるとき以外、立替はできません。

■通行許可証はお客様で取得してください。

特別な許可を必要とする道路の通行許可、駐車場許可、入場許可などはお客様で許可を取り、許可証をご持参ください。

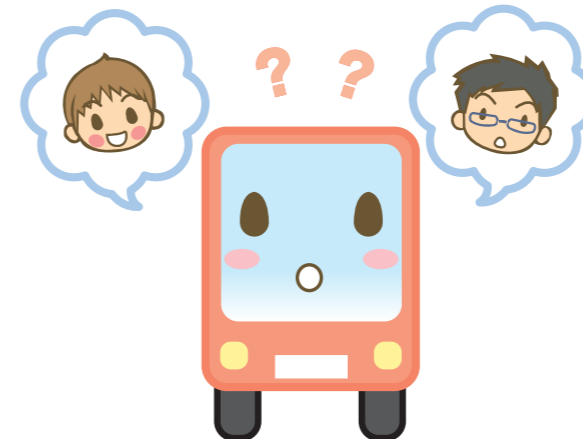
お客様の満足度向上のために

■最終行程表はお早めください。

ご利用日間際ですと、ご満足頂けるサービスの提供ができない場合がございます。快適サービスの提供のためにもできるだけお早めにご提示ください。

■ご利用頂くお客様の目的、ニーズを事前に教えてください。

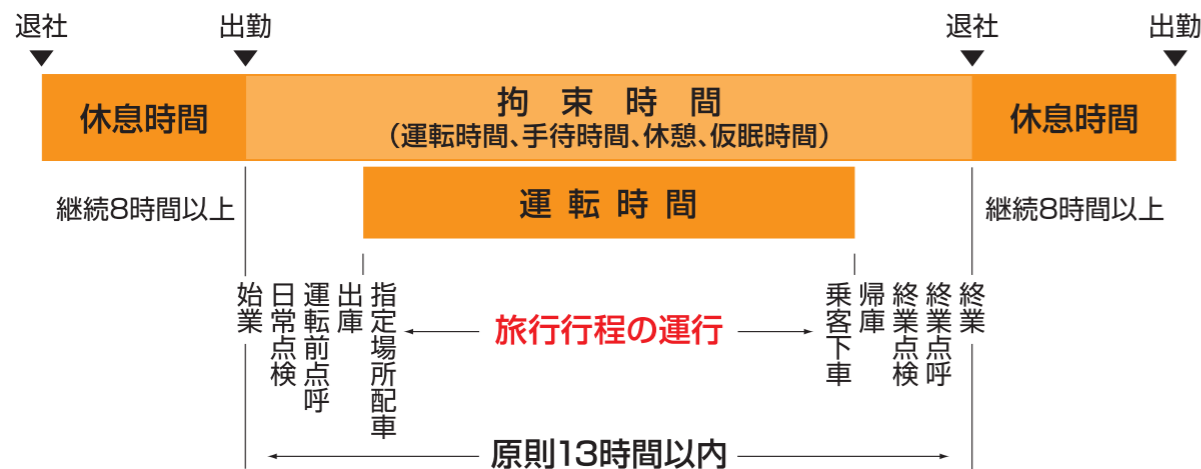
お客様のご希望に合わせて、旅のコーディネートをさせていただきます。



今日のお客様は？幼稚園の遠足？
企業研修？VIP？
団体名だけではわからないね。

1日の拘束時間は原則13時間以内、 運転時間は2日を平均して、 1日当たり9時間以内で。

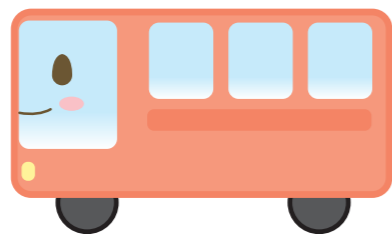
バス運転者の勤務時間については、過労防止のために拘束時間、運転時間等が決められています。これは、国土交通省の「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(勤務時間等基準告示)に定められています。



■運転時間

- 1日9時間以内(2日を平均して) ●連続運転時間は、4時間以内です。

●運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に30分以上の休憩をしなければなりません。
ただし、4時間以内に休憩する場合は1回を10分以上にし、分割することができます。



乗務距離670km以上又は、 1日の拘束時間が16時間を超える場合、 貸切バスの運転者は「2人乗務」で!

勤務時間等基準告示(前掲)で定められた運転時間等を遵守するための目安として、「乗務距離」に基づく交替運転者の配置基準が定められました。貸切バスの高速道路走行を伴う運行において、国土交通省の指針で定められ、「2日」を平均した1日当たりの運転時間の上限(9時間)に相当する乗務距離の上限は、670kmです。このため、670kmを超えて運行する場合は、1日の拘束時間等の遵守とともに運転者は原則として「2人乗務」となります。

■交替運転者の配置の指針

勤務時間等基準告示で定められた2日を平均した1日当たりの運転時間の上限(9時間)に相当する乗務距離の上限は、670kmとする。[ただし、高速道路における乗務距離に、一般道路(高速道路以外の道路をいう。)における乗務距離を2倍(北海道のみにおいて乗務する場合は1.7倍)に換算したものを加算。]



$$\text{高速道路}X\text{km} + \text{一般道路}Y\text{km} \times 2.0\text{倍} \leq 670\text{km}$$

(北海道のみにおいて乗務する場合)

$$\text{高速道路}X\text{km} + \text{一般道路}Y\text{km} \times 1.7\text{倍} \leq 670\text{km}$$

行政処分が厳しくなりました



営業区域外旅客運送

【道路運送法第20条】

程度により、10～60日の車両の使用停止処分

自動車運転者の労働時間の改善のための基準(国交大臣告示等)違反

【運輸規則第21条第1項】

未遵守の件数や初犯、再違反などの程度により、警告から120日の車両の使用停止処分

最高速度違反

【運輸規則第38条第1項】

オーバー速度や初犯、再違反などの程度により、警告から180日の車両の使用停止処分

事業者は旅客の出発地または到着地のいずれかが営業区域内でなければ運送できません。
違反した場合は、100万円以下の罰金が課せられるほか行政処分の対象となります。
なお、添乗員は旅客に該当しません。



法令違反に対しては、点数制が導入されています。
80点以上は事業許可の取消処分です。



違反点数制

車両の使用停止処分日数10日に付き、1点の違反点数が付されます。違反点数は3年間有効で違反点数により、「バス等の使用停止処分」、「事業の停止処分(50点以上)」、「事業許可の取消処分(80点以上)」などの行政処分が下されます。

例1

土浦～秋田
527km(高速506km、一般21km)+回送40km



$506\text{km} + (21\text{km} + 40\text{km}) \times 2.0\text{倍} = 628\text{km} < 670\text{km}$ …………… 1人乗務

例2

水戸～青森
672km(高速642km、一般30km)+回送20km



$642\text{km} + (30\text{km} + 20\text{km}) \times 2.0\text{倍} = 742\text{km} > 670\text{km}$ …………… 2人乗務

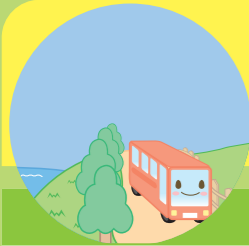
留意事項

過労運転防止のためには、勤務時間等基準告示の厳守が必要であり、本指針は、同告示を遵守するため、貸切バスの平均的な運行実態等を踏まえ、運転時間の上限を乗務距離により試行的に示した目安です。

個々のケースにおいては、本指針の上限を超えるものの、同告示に抵触しない場合は、法令上問題ありませんが、本指針の上限を超えないものの、渋滞等の影響により同告示に抵触し、法令違反となる場合がありますので、同告示の遵守について十分に留意して下さい。

本指針の乗務距離の上限は、勤務時間等基準告示の運転時間と同様、2日を平均して1日当たりのものです。

夜間運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ交替運転者の配置が必要となります。



シートベルト着用義務について

参考 その1

「バス会社の責務」

- 乗客に対して出発時や高速道路進入時等の機会をとらえ、適宜「車内アナウンス」によりシートベルト着用を促してください。運行前の点検時には、乗客がスムーズに着用できるよう、シートベルト装備状況の点検を行ってください。
- 車内の乗客から見易い位置(例えば、団体名札差しの裏面等)にステッカーを貼付する等して、シートベルト着用を促してください。
- ガイド(団体の幹事等も含む)等が、車内業務を行うために通路等に立ち、または通路等を移動するために席を離れることは可であります。乗客の理解を求め所要時間の短縮を図る等、可能な限りシートベルト着用状態を確保できるよう努めてください。

「やむを得ない理由等により適用の対象外とされる例」

①道路運送車両法の保安基準で、シートベルト装備義務が課されていない席及び健康状態等の理由によりシートベルトの着用ができない者等。

- 折り畳み式の補助席やガイド席、非常口付近の座席に着席する者。
- 2人掛け座席を用いて、12歳未満の児童等を3人掛けで輸送する等によりシートベルトを着用できない者。
- 旅客である幼児(6歳未満)を乗車させるとき。
- 負傷、疾病、妊娠等の療養・健康保持等の理由や著しい肥満等によりシートベルトの着用ができない者。

②その他(必要に迫られ席を離れる者)

- 洗面所(トイレ)等の車内利便装置を利用するため、席を離れる者。
- カラオケや飲食の準備、旅行物品の配布等により席を離れる者。

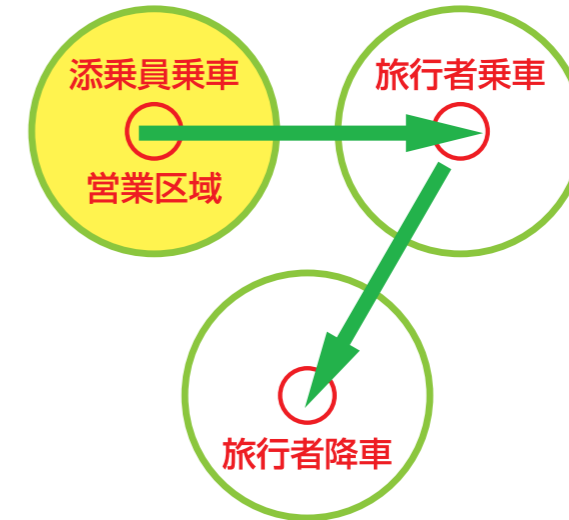
※乗客の理解を求め可能な限り所要時間の短縮を図る等して、シートベルト着用状態を確保できるよう努めてください。



営業区域外運送となる事例

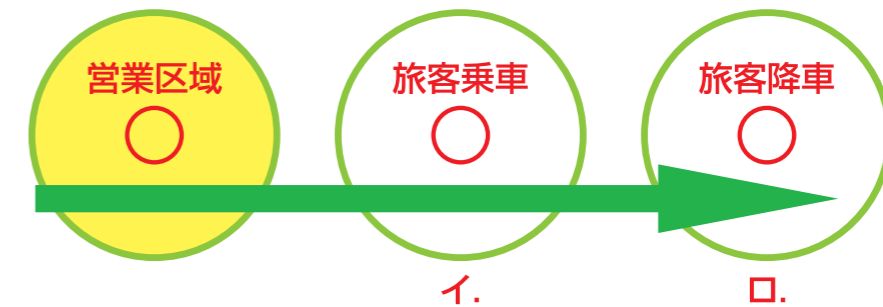
参考 その2

1.添乗員のみが営業区域内から乗車した場合



添乗員が営業区域内から乗車するものの、実際の旅客は営業区域外で乗車及び降車した場合は、営業区域外運送となり、道路運送法第20条の禁止行為に当たる。

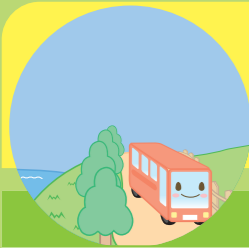
2.運送契約上、営業区域内から口までの運送を依頼された場合



運送契約上は、営業区域内から口までの運送であったとしても、実際の旅客が乗車した区間が、イからロの場合は、営業区域外運送となり、道路運送法第20条の禁止行為に当たる。

凡例
 ●：営業区域
 ○：営業区域外

※営業区域は、原則、都府県単位
(北海道は運輸支局の管轄区域単位、沖縄は島しょ毎)



バス会社が遵守しなければならないこと

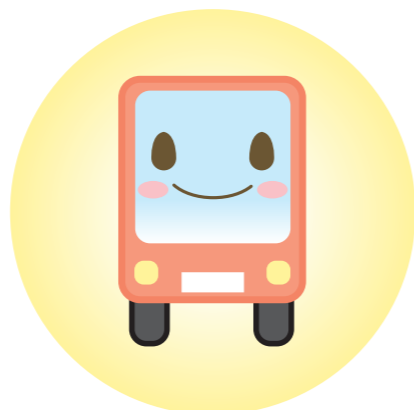
参考 その3

バス会社が健全経営や安全確保のために守ること。

貸切バスは、公共性の高い事業ですから、道路運送法や道路交通法規を遵守することは当然ながら、過労運転にならないように労働法規、特に自動車運転者の労働時間等の改善基準に抵触しないように、安全運行に努めています。

事業の健全経営のために

- 許可及び認可を受けた事業計画に基づく事業運営
- 有資格の運転者の常時選任と確保
- 運送約款による利用者との適正な契約
- 適正に車検整備した「緑ナンバー」車両の使用
- 営業区域外運送、名義貸し、乗合行為の禁止



安全の確保と環境への配慮のために

- 運行前と運行後の点呼、車両点検の確実な実施
- 飲酒運転、過労運転の防止
(「自動車運転者のための労働時間等の改善のための基準」遵守)
- 制限速度の厳守
- 日常点検、定期点検による車両の適正管理
- アイドリングストップなどのエコドライブの推進
- 運行管理者、整備管理者、運転者の選任と教育



運賃・料金の計算事例について

【基準額を前提として計算】(消費税込み)

営業区域	車両区分	運賃の種類	適用範囲	適用単価	備考
茨城県	大型車	時間制	1時間当たり	11,445円	
		キロ制	~100km	609円	(1km当たり)
			101~300km	494円	(1km当たり)
			301km~	357円	(1km当たり)

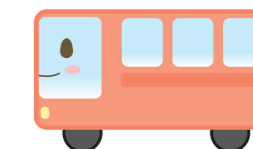
※一部会員は茨城県の他に他県全域や、他県隣接市町村を含む区域を営業区域としています。

A.運賃・料金の計算方法

(1)時間制運賃(実拘束時間が3時間未満の場合は、3時間として計算した額とする。)

①実拘束時間が2時間の場合

$$11,445円 \times 3時間 = 34,335円$$



②12時間の場合

$$11,445円 \times 12時間 = 137,340円$$

③1泊2日の行程で、1日目の行程が10時間・2日目の行程が8時間の場合

$$11,445円 \times 16時間 = 183,120円$$

(2)キロ制運賃(旅客の最初の乗車地点から最後の降車地点までの距離に距離賃率[100キロまで、300キロまで、300キロ超の3段階]を乗じた額とする。)

※旅行行程 355キロの場合

$$609円 \times 100km = 60,900円$$

$$494円 \times 200km = 98,800円$$

$$357円 \times 60km = 21,420円$$

$$\text{合計 } 181,120円$$

※旅行行程 400キロの場合

$$609円 \times 100km = 60,900円$$

$$494円 \times 200km = 98,800円$$

$$357円 \times 100km = 35,700円$$

$$\text{合計 } 195,400円$$

(3)その他、必要により料金(2ページ参照)が加算されます。

(3)時間・キロ選択制運賃(12時間以内の運送は、時間制運賃を適用。ただし時間制運賃がキロ制運賃より低い場合は、キロ制運賃を適用。)

①行程が時間の場合 3時間・キロの場合 50kmの計算

$$11,445円 \times 3時間 = 34,335円$$

$$609円 \times 50km = 30,450円$$

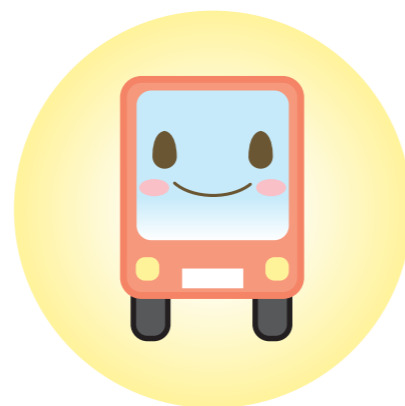
上記の場合、**時間制運賃を適用することとなります。**

②行程が時間の場合 3時間・キロの場合 57km

$$11,445円 \times 3時間 = 34,335円$$

$$609円 \times 60km = 36,540円$$

上記の場合、**キロ制運賃を適用することとなります。**



B.運賃の割引・割増

- (1)身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法の適用を受ける者の団体については3割引とする。
- (2)学校教育法による学校(大学及び高等専門学校を除く)に通学又は通園する者の団体については2割引とする。
- (3)2以上の割引(割増)条件に該当する場合はいずれか高い率を適用し、重複して運賃の割引(割増)をしない。

C.端数処理

- (1)距離の端数については、10キロ未満は10キロに切り上げる。ただし回送キロについては1キロ未満は1キロに切り上げる。
- (2)時間の端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げる。

(1)で行程キロが57kmの場合

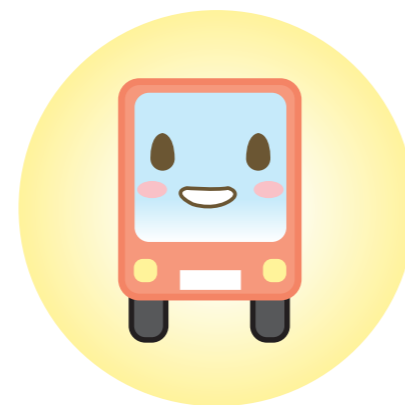
$$609円 \times 60km = 36,540円$$

(2)で行程時間が3時間20分の場合

$$11,445円 \times 3時間 = 34,335円$$

行程時間が3時間40分の場合

$$11,445円 \times 4時間 = 45,780円$$



貸切バスは、安心・安全のプロ(会員事業者)に、おまかせください。

関東鉄道(株)	〒300-8555 土浦市真鍋1-10-8 TEL.029-822-3724 FAX.029-822-3769 / ホームページ http://www.kantetsu.co.jp
茨城交通(株)	〒310-0055 水戸市袴塚3-5-36 TEL.029-251-2331 FAX.029-253-2672 / ホームページ http://www.ibako.co.jp/
日立電鉄交通サービス(株) 貸切手配課	〒319-1231 日立市留町字前川11270-55 TEL.0294-25-5335 FAX.0294-25-5328 / ホームページ http://www.hitachi-dentetsu.co.jp/bus
ジェイアールバス関東(株)	〒310-0012 水戸市城東1-15-65 TEL.029-221-2836 FAX.029-232-0542 / ホームページ http://www.jrbuskanto.co.jp
茨城オート(株)	〒310-0026 水戸市泉町3-2-15 TEL.029-221-6539 FAX.029-231-9955
大利根交通自動車(株)	〒302-0001 取手市小文圃4695 TEL.0297-77-8033 FAX.0297-74-7171
茨城急行自動車(株)松伏営業所	〒343-0102 埼玉県北葛飾郡松伏町大字筑比地28-1 TEL.048-992-0031 FAX.048-992-2115 / ホームページ http://www.ibakyu.jp/
茨城県北バス(株)	〒319-3552 久慈郡大子町矢田823 TEL.0295-72-0428 FAX.0295-72-0429
朝日自動車(株)	〒343-0032 埼玉県越谷市袋山1119 TEL.0489-78-5021 FAX.0489-78-5023 / ホームページ http://www.asahibus.jp/
関鉄観光バス(株)	〒300-0051 土浦市真鍋1-10-8 TEL.029-822-3727 FAX.029-824-5955 / ホームページ http://www.kantetsu.co.jp/kanbus/
関鉄パープルバス(株)	〒304-0067 下妻市下妻乙1274 TEL.0296-30-5071 FAX.0296-30-5072 / ホームページ http://www.kantetsu.co.jp/green-bus/
関鉄グリーンバス(株)	〒315-0022 石岡市行里川15-18 TEL.0299-22-3384 FAX.0299-22-2157 / ホームページ http://www.kantetsu.co.jp/green-bus/
日産観光(株)	〒310-0005 水戸市水府町1570-1 TEL.029-227-4123 FAX.029-225-4822 / ホームページ http://www.nissankanko.co.jp
内山観光自動車(株)	〒304-0055 下妻市大字砂沼新田29-5 TEL.0296-43-0111 FAX.0296-43-0135
中山観光自動車(株)	〒306-0632 坂東市辺田1521-11 TEL.0297-35-3441 FAX.0297-35-9354 / ホームページ http://www.nakayama-kanko.com
植松自動車(株)	〒300-4231 つくば市北条4359-3 TEL.029-867-0652 FAX.029-867-2463 / ホームページ http://www.uematsu-bus.com
横川自動車(有)	〒315-0014 石岡市国府1-2-5-101 TEL.0299-22-2188 FAX.0299-24-0699
(株)塚原観光バス	〒306-0433 猿島郡境町14-7 TEL.0280-87-0838 FAX.0280-87-7419
鹿島観光自動車(株)	〒314-0408 神栖市波崎9282-1 TEL.0479-44-0419 FAX.0479-44-2084
(有)大久保観光バス	〒319-3526 久慈郡大子町大字大子742-3 TEL.0295-72-0030 FAX.0295-72-0040
(有)滝交通	〒319-3526 久慈郡大子町大字大子717-3 TEL.0295-72-0256 FAX.0295-72-2849 / ホームページ http://www.daigomachi.or.jp/enterprise/service/sp22.html
茨城県西観光自動車(株)	〒307-0001 結城市大字結城528 TEL.0296-33-2507 FAX.0296-33-2475
大和交通(株)	〒309-1244 桜川市大園玉6032-2 TEL.0296-58-5646 FAX.0296-58-5777
椎名観光バス(株)	〒319-1304 日立市十王町大字友部125-7 TEL.0294-39-5506 FAX.0294-39-5508
さくら自動車(株)	〒300-0414 稲敷郡美浦村信太原2869-1 TEL.029-885-3485 FAX.029-885-4544 / ホームページ http://www.sakura-jidosya.co.jp
サワキ観光(株)	〒300-3572 結城郡八千代町菅谷502-1 TEL.0296-48-2311 FAX.0296-48-2539
(株)ダイキ	〒314-0021 鹿嶋市粟生2640-4 TEL.0299-82-1161 FAX.0299-82-1166
第二観光(株)	〒300-1173 土浦市荒川沖474-1 TEL.029-841-6131 FAX.029-842-3194 / ホームページ http://www.yuhara-rent.co.jp
(株)北総交通	〒300-2505 常総市中裏町2425-1 TEL.0297-22-5555 FAX.0297-22-5556 / ホームページ http://www.kinuyou.com/hokusou/
(株)昭和観光自動車	〒306-0126 古河市諸川822-4 TEL.0280-77-0308 FAX.0280-77-0407 / ホームページ http://www.iba-showa.com
(株)川崎観光バス	〒311-3116 東茨城郡茨城町長岡3420-1 TEL.029-292-0415 FAX.029-292-0462
常南交通(株)	〒305-0853 つくば市榎戸433-2 TEL.029-837-1271 FAX.0298-37-1272 / ホームページ http://www.lyonankotsu.com
(株)コバヤシ観光	〒306-0205 古河市関戸1759-14 TEL.0280-98-3695 FAX.0280-98-5272
常陸観光バス(株)	〒313-0062 常陸太田市場町2927-1 TEL.0294-73-2333 FAX.0294-73-1513
玉里観光バス(株)	〒311-3436 小美玉市上玉里字間の内1583-7 TEL.0299-58-6611 FAX.0299-58-3786
(株)小室運輸	〒312-0001 ひたちなか市佐和1412-1 TEL.029-285-1606 FAX.029-285-6287
東野観光(株)	〒321-0905 宇都宮市平出工業団地19-8 TEL.028-662-1080 FAX.028-662-1113 / ホームページ http://toya108.com
(株)佐藤観光自動車	〒300-0331 稲敷郡阿見町阿見5384-12 TEL.029-888-0310 FAX.029-888-3101
(株)月川観光バス	〒311-1226 ひたちなか市幸町10-12 TEL.029-262-4855 FAX.029-262-3844
中岡交通(有)	〒306-0431 猿島郡境町西泉田1391-1 TEL.0280-87-4493 FAX.0280-87-4465
新星観光バス(株)	〒319-0207 笠間市福島676 TEL.0299-45-2000 FAX.0299-45-2786 / ホームページ http://www.16.ocn.ne.jp/~iwama-s/intro/sinsei.htm
大曾根タクシー(株)	〒300-3253 つくば市大字大曾根2684-1 TEL.029-864-7777 FAX.029-864-8145 / ホームページ http://e-tsukuba.jp/taxi/
(有)出久根観光	〒311-1517 鉾田市鉾田2330-1 TEL.0291-33-5155 FAX.0291-33-5156
下重観光バス(株)	〒310-0836 水戸市元吉田町1987-12 TEL.029-247-5985 FAX.029-248-6665
平成観光自動車(株)	〒301-0839 竜ヶ崎市長町1258-1 TEL.0297-64-8802 FAX.0297-60-1472

南吉川交通	〒314-0132 神栖市筒井1717-15 TEL.0299-93-0400 FAX.0299-93-1133 / ホームページ http://www.sopia.or.jp/yt/
株ナガツマ観光バス	〒306-0624 坂東市矢作105-7 TEL.0297-38-1223 FAX.0297-38-0262
株大栄観光	〒305-0005 つくば市天久保1-12-7 TEL.029-851-3311 FAX.029-851-5599 / ホームページ http://www.daiei-kanko.co.jp/
鉾田観光バス(株)	〒311-1523 鉾田市串巻317-7 TEL.0291-33-5666 FAX.0291-33-5565
株美和交通	〒319-2603 常陸大宮市藤子1757-2 TEL.0295-58-3888 FAX.0295-58-3777
奥久慈交通(株)	〒319-2200 常陸大宮市栄町1219-1 TEL.0295-52-6270 FAX.0295-52-6271
株三陸観光	〒319-0205 笠間市押辺2594-12 TEL.0299-45-6580 FAX.0299-45-7625 / ホームページ http://www.sanriku-gr.jp/
南青木交通	〒300-2724 常総市古間木1504-1 TEL.0297-42-4336 FAX.0297-42-4937 / ホームページ http://www.akt.ecnet.jp
南県南観光バス	〒300-0612 稲敷市市崎2237-5 TEL.0299-79-2603 FAX.0299-79-2177
協栄観光バス(株)	〒300-2717 常総市東野原62-1 TEL.0297-42-4560 FAX.0297-42-4703
南安見観光	〒309-1625 笠間市来栖1792-1 TEL.0296-74-2128 FAX.0296-74-4577
平川観光(株)	〒306-0404 猿島郡境町大字長井戸730-22 TEL.0280-87-0551 FAX.0280-86-5318
野村交通(株)	〒306-0642 坂東市長谷島原口910-2 TEL.0297-35-6112 FAX.0297-35-6147
富士観光(株)	〒302-0022 取手市本郷3-11-45 TEL.0297-72-2906 FAX.0297-74-1447
飯塚観光(南)	〒304-0051 下妻市小島711-6 TEL.0296-44-5452 FAX.0296-43-9227 / ホームページ http://www.iitsuka-kanko.com/
ファースト交通(南)	〒310-0841 水戸市酒門町1908-3 TEL.029-248-0028 FAX.029-221-3032
南ツツミ観光自動車	〒315-0116 石岡市柿岡2989-1 TEL.0299-43-1181 FAX.0299-44-0044
南上郷タクシー	〒300-2645 つくば市東光台2-18-6 TEL.029-847-5231 FAX.029-848-3878
株昭和観光	〒311-1414 鉾田市子生1 TEL.0291-37-4501 FAX.0291-37-4508 / ホームページ http://www.showa-1.com/
株青木観光	〒300-3501 結城郡八千代町大字塩本244-3 TEL.0296-48-0646 FAX.0296-48-0963
株丸藤交通	〒309-1725 笠間市南小泉681 TEL.0296-70-5320 FAX.0296-70-5321 / ホームページ http://www.marufuji-k.jp/
南ティ・エス交通	〒310-0853 水戸市平須町1241-1 TEL.029-305-5557 FAX.029-243-0333 / ホームページ http://www.ts-kotsu.co.jp
南渡良瀬観光	〒306-0043 古河市鳥嶋525 TEL.0280-48-1052 FAX.0280-48-5128
南神立観光	〒315-0051 かすみがうら市新治1828-25 TEL.0299-59-0330 FAX.0299-59-0331
小島タクシー(株)	〒300-0036 土浦市大和町9-7 TEL.029-821-1230 FAX.029-821-6608
南池田交通	〒311-2207 鹿嶋市大字志崎字北割原63-6 TEL.0299-69-1887 FAX.0299-69-0750
中島運輸倉庫(株)	〒300-0026 土浦市木田余3240-1 TEL.029-825-1885 FAX.029-825-1884
吉野交通(南)	〒308-0031 筑西市一本松1553-1ベルナゾン50(1F) TEL.0296-25-6911 FAX.0296-25-6915
南岡崎観光	〒304-0067 下妻市大字下妻乙319 TEL.0296-43-6588 FAX.0296-43-7888
南柳澤観光自動車	〒304-0048 下妻市大字下妻乙208-7 TEL.0296-43-1677 FAX.0296-43-1699
株十和観光	〒300-2452 つくばみらい市榎木371-1 TEL.0297-52-1221 FAX.0297-52-1220 / ホームページ http://homepage3.nifty.com/juwakankou/
霞観光(株)	〒311-3513 行方市手賀4478-5 TEL.0299-55-2529 FAX.0299-55-3400
関根観光(南)	〒306-0204 古河市下大野751-5 TEL.0280-92-0067 FAX.0280-92-5448
南さつき観光	〒309-1611 笠間市笠間2481-7 TEL.0296-73-0918 FAX.0296-73-0921 / ホームページ http://www.e-kasama.jp/satsukikanko
総和観光(株)	〒306-0128 古河市上片田1427-2 TEL.0280-77-0739 FAX.0280-77-0726 / ホームページ http://www.souwakanko.com
株那珂川交通	〒311-0126 那珂市下江戸1179-1 TEL.029-270-6011 FAX.029-270-6012
南橋本観光	〒300-0504 稲敷市江戸崎甲2648-2 TEL.029-892-2329 FAX.029-892-2793 / ホームページ http://inashiki.com/member/hashimoto.html
大洋交通(株)	〒311-4401 東茨城郡城里町塩子1088 TEL.0296-88-2153 FAX.0296-88-2153 / ホームページ http://www.taiyokotsu.co.jp
南江戸崎観光バス	〒300-0501 稲敷市鳩崎1556-2 TEL.029-892-1933 FAX.029-892-6941
株アイヤマ観光	〒300-2721 常総市磯山951-5 TEL.0297-42-4625 FAX.0297-42-0086
南アール交通	〒313-0111 常陸太田市千寿町808-4 TEL.0294-70-3316 FAX.0294-70-3317 / ホームページ http://www.r-kotsu.jp/
株すずらん観光バス	〒310-0914 水戸市小吹町267-271 TEL.029-305-5508 FAX.029-305-5509
株旅人	〒310-0005 水戸市水府町1569 TEL.029-300-5029 FAX.029-300-5030 / ホームページ http://www.tabbitbus.com
南城里交通	〒311-4341 東茨城郡城里町御前山1135-1 TEL.029-289-4015 FAX.029-289-2721
南トキワ交通	〒319-1111 那珂郡東海村舟石11633-1 TEL.029-283-0880 FAX.029-284-0928
石塚観光自動車(株)	〒311-4302 東茨城郡城里町那珂西2565-5 TEL.029-288-2111 FAX.029-288-5636 / ホームページ http://www.ishitsuka.co.jp
南ハトリ	〒300-1321 稲敷郡河内町羽子騒3761-1 TEL.0297-84-2154 FAX.0297-84-2575
栃木交通バス(株)	〒329-0502 栃木県下野市下古山2984 TEL.0285-53-7001 FAX.0285-53-7005 / ホームページ http://www.tochiko.jp/bus/index.html
南中島梱包運輸	〒300-1151 稲敷郡阿見町上長274-5 TEL.0298-89-1203 FAX.0298-89-1218
鹿久保運輸(株)	〒306-0416 猿島郡境町大字伏木1283-5 TEL.0280-87-2688 FAX.0280-87-3012
株レイク	〒311-3832 行方市麻生3298-6 TEL.0299-72-1115 FAX.0299-72-3030

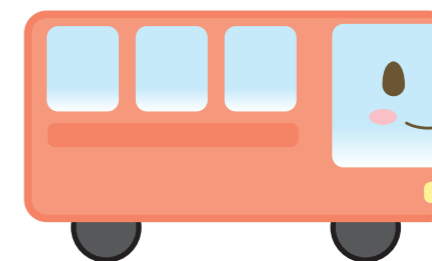
あ と が き

茨城県バス協会は、県内の乗合バスと貸切バス事業者によって組織されており、お互いの意見交換や情報の伝達等を目的としております。

当会では、バス協会会員事業者に対し、安心・安全の徹底等を広く周知し、講習会等を通じて、無事故無違反の徹底に日々努めております。

皆様方の満足度を満たすためにも、バス協会会員事業者には、コンプライアンス(法令遵守)を基本としてなお一層の安心・安全の確保を指導してまいりますので、関係機関の皆様方には、バス協会会員事業者に対する特段のご配慮をお願い申し上げます。

貸切バスご利用の手引



初版 2009年10月発行
発行 (社)茨城県バス協会

セバスファミリー

日本バス協会のマスコットキャラクター
名前の由来は、安全=セーフティーなバスの頭文字をとって「セバスちゃん」。
おかあさんは「セバスママ」、おとうさんは「セバスパパ」。
便利で快適なバスを身近に知ってもらうために誕生したファミリーキャラクターです。

セバスちゃん

活発で好奇心旺盛な女の子バス。
安全・安心なバスたちの間で人気者。趣味は友達作り、家族旅行が大好き。
特技は停留所の名前を覚えること。夢は日本一周。

セバスママ

しっかり者で節約家。
特技は観光ガイド。名所旧跡はもちろん、各地の新スポットにも詳しい。

セバスパパ

やさしくって力持ち。
趣味は町歩き。顔が広く、たくさんの方から慕われている。座右の銘は安全第一。